もう設置しましたか？

住宅用火災警報器

Q＆A

平成２３年６月１日からすべての住宅に設置が必要になりました。

お問い合わせ・ご相談

松山市消防局	住宅用火災警報器総合相談窓口（予防課）	☎:089-926-9245 FAX:089-926-9163 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/sbyobou/ E-mail：sbyobou@city.matsuyama.ehime.jp	平日 8 時 30 分～17 時
	消防局代表（通信指令課）	☎:089-926-9200 FAX:089-926-9198	平日 17 時以降及び土･日曜日･祝日
	中央消防署	☎:089-926-9222 FAX:089-926-9277	
	東消防署	☎:089-933-0876 FAX:089-941-8286	
	南消防署	☎:089-957-8615 FAX:089-957-2369	
	西消防署	☎:089-951-0894 FAX:089-951-7340	

問１　どうして住宅用火災警報器を設置しなければならないのですか。

問２　いつから設置しなければならないのですか。

問３　住宅用火災警報器とはどんなものですか。

問４　どこに設置するのですか。

問５　リビングで寝ているのですが、設置しないといけないのでしょうか。

問６　よく火を使う台所には設置しなくてもいいのですか。

問７　マンションやアパートでも設置しないといけないのですか。

問８　どこで買えばいいのですか。

問９　価格はどのくらいですか。

問 10　警報器の有効期限はどのくらいですか。

問 11　一人で取り付けできますか。

問 12　取り付けるとき、気を付けることがありますか。

問 13　点検の必要はありますか。

問 14　タバコの煙などで誤作動しませんか。

問 15　警報器を設置したら、消防署の人が家を見に来るのですか。

問 16　警報器を設置しない場合、罰則はありますか。

問 17　警報器を設置しないといけないのは松山市に住んでいる人だけですか。

問 18　消火器も警報器と一緒に設置することが義務付けされているのですか。

問 19　アパート（借家）は誰が警報器を設置するのですか。

問 20　悪質な訪問販売への対策はありますか。

問１　どうして住宅用火災警報器を設置しなければならないのですか。

全国的に住宅火災による死者数が急増しており、平成１５年には１,０００人を超えました。これらの死者多くが逃げ遅れによるものであるとともに、約６割が高齢者であり、今後の高齢社会の進展に伴い更に増加することが危惧されております。

こうしたことから、平成１６年６月に消防法の一部が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなりました。

問２　いつから設置しなければならないのですか。

平成１８年６月１日以後に新築する住宅については、この日から。

平成１８年６月１日より前に建てた住宅については、平成２３年６月１日から設置が必要になりました。

問３　住宅用火災警報器とはどんなものですか。

住宅用火災警報器とは、火災で発生する煙や熱を感知して、ブザーやアラーム音、合成音声により、未然に又は早期に火災の発生を知らせる機器です。

今回義務付けとなったものは「煙」を感知して作動する、「煙感知式」のものです。

大きさは、円形又は長方形で、概ね直径９ｃｍくらい、機器の厚さは３～４ｃｍくらいです。

問４　どこに設置するのですか。

すべての寝室に設置が必要です。

また、２階建ての住宅で、寝室が２階にある場合は、階段にも設置する必要があります。

また、３階建ての住宅の場合は、寝室と併せて必ず階段にも設置する必要があります。

－主な設置例－

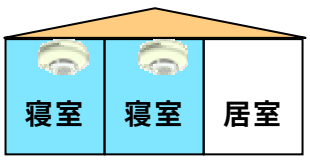

平屋建て

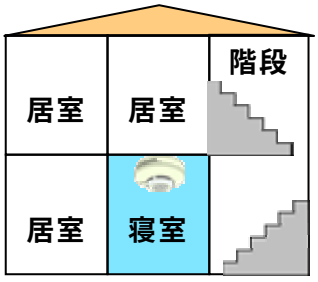

２階建て

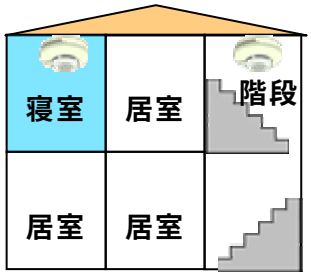

２階建て

－主な設置例－

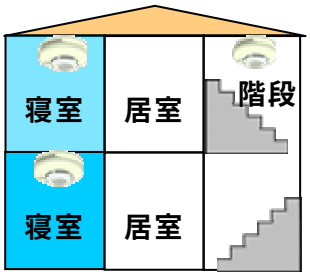

２階建て

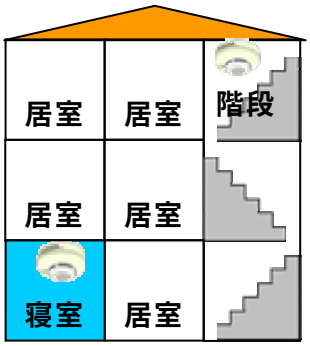

３階建て

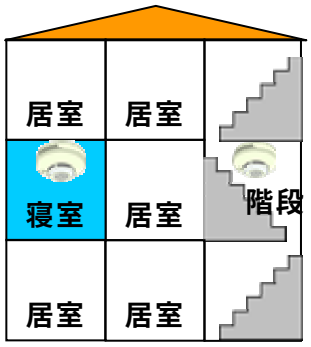

３階建て

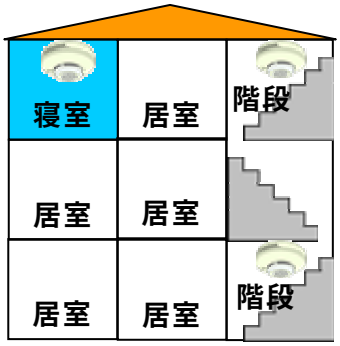

３階建て

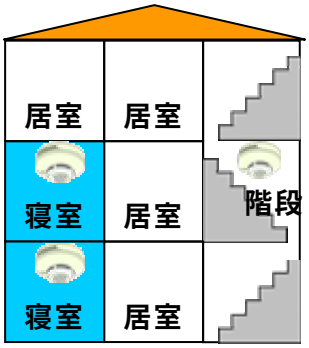

３階建て

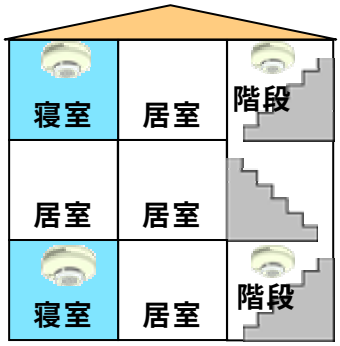

３階建て

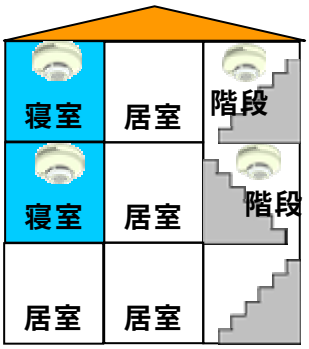

３階建て

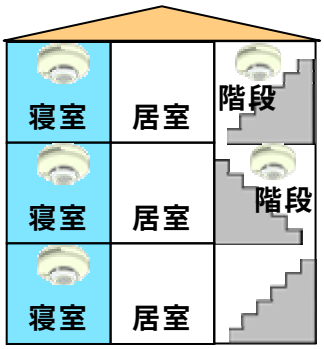

３階建て

問５　リビングで寝ているのですが、設置しないといけないのでしょうか。

住宅用火災警報器の設置が必要な『寝室』とは、普段寝起きしている部屋のことで、『リビング』・『客間』・『子供部屋』など表現の違いはあっても、その部屋で日常的に寝起きしている場合は、設置が必要となります。

なお、座敷などで、年に数回程度お客さんが泊まる部屋は、寝室とはみなしませんので、設置の義務はありません。

問６　よく火を使う台所には設置しなくてもいいのですか。

よく火を取り扱う台所からは、火災が多く発生しているのですが、それによる死者数はそれほど多くなく、今回は警報器の設置が義務付けられておりません。

しかし、ご家族の安全・安心のために、台所にも警報器（煙感知式・熱感知式どちらでも可）の設置を検討してください。

問７　マンションやアパートでも設置しないといけないのですか。

マンション等で、自動火災報知設備やスプリンクラー設備など、住宅用火災警報器よりも有効に火災を感知することのできる設備が既に設置されている場合は、新たに設置する必要はありません。

これ以外のマンション等は、設置する必要があります。

問８　どこで買えばいいのですか。

ホームセンター、家電量販店、消防設備の関係業者や電器店などで販売しています。

問９　価格はどのくらいですか。

機器の性能によって変わってきますので、購入時にご確認ください。

なお、警報器を選ぶときには、その性能が定められた規格基準に適合していると確認された証の「ＮＳマーク」付のものをお勧めします。

問 10　警報器の有効期限はどのくらいですか。

電池式のものは、電池寿命が１年～１０年と製品によって大きく違います。

機器自体の取替えは、１０年が目安となったものが多いようです。

問 11　一人で取り付けできますか。

電気配線の工事を必要としない電池式タイプが主流になっているようです。

このタイプは、ねじ回しがあれば簡単に取り付けできますが、天井や壁の高いところに取り付ける必要がありますので、高所での作業は十分注意してください。

また、ご近所で高齢者の方のみの世帯がある場合には、周りの人たちが取り付け作業に協力してあげてください。

問 12　取り付けるとき、気を付けることがありますか。

○　天井に取り付ける場合は、壁から６０㎝以上離してください。

○　壁に取り付ける場合は、天井から１５㎝～５０㎝の範囲に取り付けてください。

○　エアコンや換気扇の吹き出し口からは１５０㎝以上離してください。

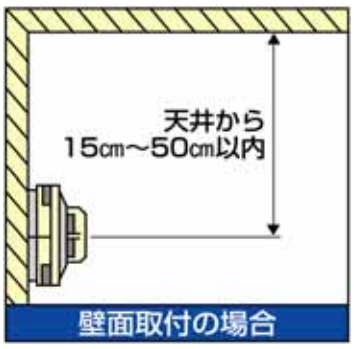

問 13　点検の必要はありますか。

住宅用火災警報器は、簡単に作動テストを行えるように作られています。

法令上の点検義務や報告の義務はありませんが、定期的（月に１回程度）に、作動テストを行い、機器が正常に作動するかどうか確認するようにしましょう。

テストの方法は、本体から出ているヒモを引くもの、本体のボタンを押すものなど機種によって異なりますので、購入時に取扱説明書などでご確認ください。

問 14　タバコの煙などで誤作動しませんか。

直接、警報器の感知部にタバコの煙を吹き込んだり、殺虫剤をスプレーしたりすると、これを感知して警報が鳴りますが、通常の喫煙では鳴りません。

また、燻煙式の殺虫剤（バルサンなど）でも、感知して警報が鳴ることがあります。

なお、誤作動したときは、煙などが無くなれば自動的に止まりますが、早く止めたいときは、感知部分に息を吹きかけるなどして、滞留している煙を除くと止まります。

問 15　警報器を設置したら、消防署の人が家を見に来るのですか。

住宅用火災警報器を設置したからという理由で、消防職員が個人の住宅を訪問することはありません。

問 16　警報器を設置しない場合、罰則はありますか。

住宅用火災警報器は自分の生命を守るためという「自己責任」の分野の規制ですので、罰則はありません。

問 17　警報器を設置しないといけないのは松山市に住んでいる人だけですか。

住宅用火災警報器の設置は、消防法により義務付けとなっていますので、日本全国全ての住宅が対象です。

問 18　消火器も警報器と一緒に設置することが義務付けされているのですか。

今回、個人の住宅に設置が義務付けられたのは住宅用火災警報器のみで、消火器やそのほかの住宅用防火・防災機器については義務付けられていません。

問 19　アパート等（借家）は誰が警報器を設置するのですか。

住宅用火災警報器の法令上の設置義務者は、所有者、管理者、占有者とされています。

具体的には、アパート等（借家）の所有者、若しくは火災になったときに警報器を設置していたため助かることができる、受益者としての居住者に設置の義務があります。（※どちらにも設置の義務があります。）

アパート等（借家）の賃貸契約時に所有者や管理会社などと協議して、誰に設置の義務があるかを賃貸契約書等に明記するなど、設置義務者を明確にしておきましょう。

なお、平成１８年６月１日以後に新築したアパート等（借家）においては、所有者が設置しております。

問 20　悪質な訪問販売への対策はありますか。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、今後、巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルの発生が考えられます。

訪問販売で購入する場合は、内容をよく確認し、不明な点がある場合はその場で契約せず、家族や「住宅用火災警報器総合相談窓口（消防局予防課内）☎926-9245」、又は最寄りの消防署等に相談しましょう。（連絡先は、表紙に記載しています。）

次のような言葉でしつこく購入や契約を迫る業者には十分注意をしてください。

◆　**「消防署（市役所）から来ました」「消防（市役所）の委託業者です」**

⇨　消防署や市役所が販売したり、委託することはありません。

◆　**「全ての部屋に付けないといけません」**

⇨　**問 4** のとおり、設置が義務付けられたのは主に寝室と階段です。

◆　**「１年に１回点検して報告しなければなりません」**

⇨　報告の必要はありません。**問 13** のとおり点検は自分で簡単にできます。

◆　**「警報器を設置しないと罰金を取られます」**

⇨　**問 16** のとおり、罰則はありません。

このような電話や勧誘があった場合には、すぐに「住宅用火災警報器総合相談窓口」、又は最寄りの消防署までご連絡ください。（連絡先は、表紙に記載しています。）

平成 23 年 6 月編集